

# 定期報告書

埼玉県 家畜保健衛生所長 宛

令和 年 月 日

農場名
住所
電子メール
電話番号
FAX番号

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

## 1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称					
家畜の所有者の住所		郵便番号 ー			
家畜の所有者の連絡先		携帯電話番号		FAX番号	
		電話番号		E-mail	
農場の名称					
飼養衛生管理区域①	所在地	郵便番号 ー			
	飼養衛生管理者の氏名				
	飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー (所有者と同じ住所の場合は記入不要)			
	飼養衛生管理者の連絡先	携帯電話番号		FAX番号	
電話番号			E-mail		
飼養衛生管理区域②	所在地	郵便番号 ー			
	飼養衛生管理者の氏名				
	飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー (所有者と同じ住所の場合は記入不要)			
	飼養衛生管理者の連絡先	携帯電話番号		FAX番号	
電話番号			E-mail		

1-2. その他の飼養衛生管理者

飼養衛生管理区域③	所在地	郵便番号 ー			
	飼養衛生管理者の氏名				
	飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー (所有者と同じ住所の場合は記入不要)			
	飼養衛生管理者の連絡先	携帯電話番号		FAX番号	
		電話番号		E-mail	
飼養衛生管理区域④	所在地	郵便番号 ー			
	飼養衛生管理者の氏名				
	飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー (所有者と同じ住所の場合は記入不要)			
	飼養衛生管理者の連絡先	携帯電話番号		FAX番号	
		電話番号		E-mail	
飼養衛生管理区域⑤	所在地	郵便番号 ー			
	飼養衛生管理者の氏名				
	飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー (所有者と同じ住所の場合は記入不要)			
	飼養衛生管理者の連絡先	携帯電話番号		FAX番号	
		電話番号		E-mail	

家畜の種類及び頭羽数						
牛	乳用雌牛	成牛 (24ヵ月以上)	育成牛 (4～24ヵ月未滿)	子牛 (10日～4ヵ月未滿)		
		頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄、 交雑種以外)	成牛 (24ヵ月以上)	肥育前期の牛 (9～24ヵ月未滿)	育成牛 (4～9ヵ月未滿)	子牛 (4ヵ月未滿)	
		頭	頭	頭	頭	
	肥育牛 (乳用種の雄、 交雑種)	成牛 (17ヵ月以上)	肥育前期の牛 (7～17ヵ月未滿)	育成牛 (4～7ヵ月未滿)	子牛 (4ヵ月未滿)	
		頭	頭	頭	頭	
	肉用繁殖牛	成牛 (24ヵ月以上)	育成牛 (4～24ヵ月未滿)	子牛 (4ヵ月未滿)		
		頭	頭	頭		
豚	繁殖豚			肥育豚 (3ヵ月以上)	子豚 (離乳後～ 3ヵ月未滿)	
	雄豚 (12ヵ月以上)	母豚 (12ヵ月以上)	育成豚 (3～12ヵ月未滿)			
	頭	頭	頭	頭	頭	
鶏	採卵鶏		肉用鶏			
	成鶏 (150日以上)	育成鶏 (150日未滿)				
	羽	羽	羽			
馬その他	馬	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )	
	頭	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	
畜舎等の数	畜舎数	舎	ふ卵舎数	舎		

注意

- 1 本報告書は、農場ごとに、下記の報告対象動物（以下「家畜」という。）の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあっては、当該管理者）が作成し、提出してください。

また、本報告書の記載事項は、当該年の2月1日時点のものとしてください。

【報告対象動物】牛・水牛・馬・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし  
鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう

※犬・猫・兎・インコ等は報告の対象動物ではありません。ミニブタは報告の対象動物です。
- 2 家畜の所有者は、1.基本情報の「家畜の所有者の氏名及び名称」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載してください。

当該所有者以外の管理者がいる場合や法人の場合は、管理者もしくは法人の情報を記載してください。
- 3 家畜の所有者と飼養衛生管理者が同一の場合は「飼養衛生管理者の氏名」に同上と記載してください。

家畜の所有者以外に飼養衛生管理管理者がある場合は、「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄及び「飼養衛生管理者の連絡先」欄に記入してください。
- 4 飼養衛生管理者が複数の場合は、1.基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者については、1-2.その他の飼養衛生管理者の欄に記載してください。
- 5 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとしてください。
- 6 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他」の( )には、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数(羽数)を記入してください。

- 7 小規模所有者<sup>※</sup>における報告事項は、家畜の種類・頭羽数のみとなります（畜舎数の記入は必要ありません）ので、別様式「定期報告1 様式1-1」に記入して提出してください。その他の所有者については、飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況、その他添付書類の提出が必要となります。

※ 小規模所有者とは、次の頭羽数を飼養する家畜の所有者をいいます。

- ① 牛・水牛・馬の場合1頭
- ② 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合6頭未満
- ③ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合100羽未満
- ④ だちょうの場合10羽未満

- 8 提出期限は下記のとおりです。なお、家畜によって提出期限が異なります。

- (1) 牛・水牛・馬・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし → 当該年の4月15日まで
- (2) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう → 当該年の6月15日まで

- 9 提出は、家畜を飼養している場所（市町村）を管轄する埼玉県の各家畜保健衛生所に郵送、FAX、E-mailでお願いします。また、お問い合わせは、各家畜保健衛生所へお願いします。

- (1) 埼玉県中央家畜保健衛生所(〒331-0821 さいたま市北区别所町107-1)  
電話 048-663-3071 FAX 048-666-8731  
E-mail : m6330714@pref.saitama.lg.jp

【管轄】さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町、春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、蓮田市、宮代町、白岡市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町

- (2) 埼玉県川越家畜保健衛生所(〒350-0837 川越市石田152)  
電話 049-225-4141 FAX 049-226-9653  
E-mail : r2541411@pref.saitama.lg.jp

【管轄】川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町

- (3) 埼玉県熊谷家畜保健衛生所(〒360-0813 熊谷市円光1-8-30)  
電話 048-521-1274 FAX 048-526-1063  
E-mail : k2112741@pref.saitama.lg.jp

【管轄】秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、本庄市、美里町、神川町、上里町、熊谷市、深谷市、寄居町、行田市、加須市、羽生市

- 10 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。  
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。  
なお、法令に基づき、本報告に係る事項を当該家畜の所在地を管轄する市町村長に通知させていただきます。